

～ご遺族の方へ～ おくやみ手続きのご案内



この度のご不幸に際し、心よりおくやみ申し上げます。
死亡届を提出した後、様々な手続きが発生します。主に役場での
手続きを掲載しました。ご遺族の皆様の一助になりましたら幸いです。
住所が他自治体にある方が亡くなった場合は、こちらを参考にし、
該当の自治体にお問い合わせください。

三芳町役場 代表電話番号：049-258-0019

令和5年12月5日更正

おくやみ手続き一覧

役場1階			
住 民 課			
項目	手続きの内容	必要なもの	確認
住民票	死亡届により死亡事項を記載しますので、届出の必要はありません。 *世帯主を変更したい場合はお問い合わせください。		<input type="checkbox"/>
印鑑登録	印鑑登録をしている本人が死亡したとき、死亡届を市役所等に提出すれば、自動的に印鑑登録は抹消されますので、手続きは不要です。		<input type="checkbox"/>
住基カード	住基カードをお持ちの方は、住基カードをお返しくください。	住基カード	<input type="checkbox"/>
マイナンバーカード 又は通知カード	返納の義務はありません。死亡届出後も、手続きによっては必要となることがありますので、しばらくは保管しておいてください。 その後、適切に処分していただいてもかまいません。	マイナンバーカード又は通知カード	<input type="checkbox"/>
国民健康保険	国民健康保険証をお返しくください。	国民健康保険証	<input type="checkbox"/>
	葬祭費支給申請をしてください。(喪主)	喪主の方の預金通帳、葬祭の領収書又は会葬礼状、印鑑	<input type="checkbox"/>
	*保険税は再計算して、後日お知らせします。 *公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかります。		
後期高齢者医療	資格喪失届を提出してください。		<input type="checkbox"/>
	後期高齢者医療被保険者証をお返しくください。	後期高齢者医療被保険者証	<input type="checkbox"/>
	葬祭費支給申請をしてください。(喪主)	喪主の方の預金通帳・葬祭の領収書又は会葬礼状、印鑑	<input type="checkbox"/>
	療養費の相続人申立書を提出してください。	相続人代表者名義の口座の分かるもの、印鑑	<input type="checkbox"/>
	*保険料は再計算して、後日お知らせします。 *公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかります。		
国民年金	年金事務所へご確認ください。 【所沢年金事務所】 〒359-8505 所沢市上安松1152-1 TEL:04-2998-0170 ※死亡一時金、遺族基礎年金、未支給年金(遺族基礎、障害基礎、寡婦年金のみ)については、当課でもお手続き可能な場合があります。	年金事務所へご確認ください。	<input type="checkbox"/>
厚生年金	年金事務所へご確認ください。 【所沢年金事務所】 〒359-8505 所沢市上安松1152-1 TEL:04-2998-0170	年金事務所へご確認ください。	<input type="checkbox"/>
共済年金	各共済組合へご確認ください。	各共済組合へご確認ください。	<input type="checkbox"/>

役場1階

福祉課

項目	手続きの内容	必要なもの	確認
特別児童扶養手当	受給者の喪失の届出及び新たに受給者となられる方の申請が必要です。	必要書類については、来庁前にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	担当課で必要な書類に記入し、該当する障害手帳をお返しく下さい。	該当する障害手帳、印鑑 相続人代表者名義の口座	<input type="checkbox"/>
自立支援医療受給者証 (精神通院医療)	担当課で必要な書類に記入し、該当する受給者証をお返しく下さい。	自立支援医療受給者証(精神通院医療)、印鑑	<input type="checkbox"/>
特別障害者手当 障害児福祉手当	受給者の喪失の届出が必要です。 亡くなられた方に手当の未払いがある場合、「未払手当請求書」が必要です。	該当する証書、印鑑 相続人代表者名義の口座	<input type="checkbox"/>

健康増進課

介護保険	介護保険被保険者証をお返しく下さい。 *保険料は再計算して、後日お知らせします。 *公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかります。	介護保険被保険者証	<input type="checkbox"/>
------	---	-----------	--------------------------

税務課

軽自動車税	原動機付自転車・小型特殊自動車については名義変更等の手続きが必要になります。 別世帯の方が手続きされる際は委任状が必要な場合があります。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。 ○上記以外のものについては 所沢自動車検査登録事務所(050-5540-2029, 125cc超二輪)にお問い合わせください。 軽自動車検査協会所沢支所(050-3816-3111, 軽自動車)にお問い合わせください。	車両を今後所有しない場合 ・身分証明書 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート 同世帯の方が車両を所有する場合 ・身分証明書 ・標識交付証明書	<input type="checkbox"/>
固定資産税	土地・建物の相続登記が完了するまでの間、届出等が必要な場合がありますのでお問い合わせください。	届書は資産税担当にあります。	<input type="checkbox"/>

役場2階

こども支援課

こども医療費	受給者証をお返してください。（受給者の変更の手続きが必要です。）	受給者証、新受給者の銀行口座、健康保険証	<input type="checkbox"/>
児童手当	受給者の変更または喪失が必要です。亡くなられた受給者へ手当の未払いがある場合、「未払児童手当請求書」が必要です。 *18歳年度末までの児童がいる場合。	新受給者名義の銀行口座、健康保険証、印鑑、こども名義の銀行口座	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭等医療費	*18歳年度末(一定の障害がある20歳未満)までの児童がいる場合。	必要書類については、来庁前にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
児童扶養手当	受給者の喪失の届出及び新たに受給者となられる方の申請が必要です。		<input type="checkbox"/>

環境課

森林所有者	相続により、森林の土地を新たに取得した場合に、森林の土地の所有者届出が必要です。	必要書類については、環境課（自然環境担当）にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
犬の登録変更	犬の飼い主が亡くなられた場合、飼い主変更が必要です。 ※町外へ転出する場合は、転出先の自治体で手続きをしてください。	犬鑑札など犬の登録情報がわかるもの。 ※町外転出の場合は、犬鑑札	<input type="checkbox"/>

自治安心課

持家が空き家となってしまふ方	住んでいた家が空き家になることで、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがあるため、空き家の適切な管理をお願いします。また、近隣の住民と連絡のとれるコミュニティづくりをしましょう。	管理等の相談については自治安心課（自治協働・防犯担当）にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
----------------	---	---	--------------------------

浄水場（上下水道課）

項目	手続きの内容	必要なもの	確認
上下水道	水道使用者が亡くなられた場合、名義変更または使用中止届が必要になります。 TEL:049-274-1014		<input type="checkbox"/>

その他（さいたま地方法務局）

項目	手続きの内容	必要なもの	確認
相続による所有権移転登記者	土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。	必要書類については、さいたま地方法務局にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
法定相続情報証明制度	各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。		<input type="checkbox"/>

※三芳町の管轄はさいたま地方法務局川越支局です。（TEL:049-243-3824）

あなたの相続手続きを応援します！

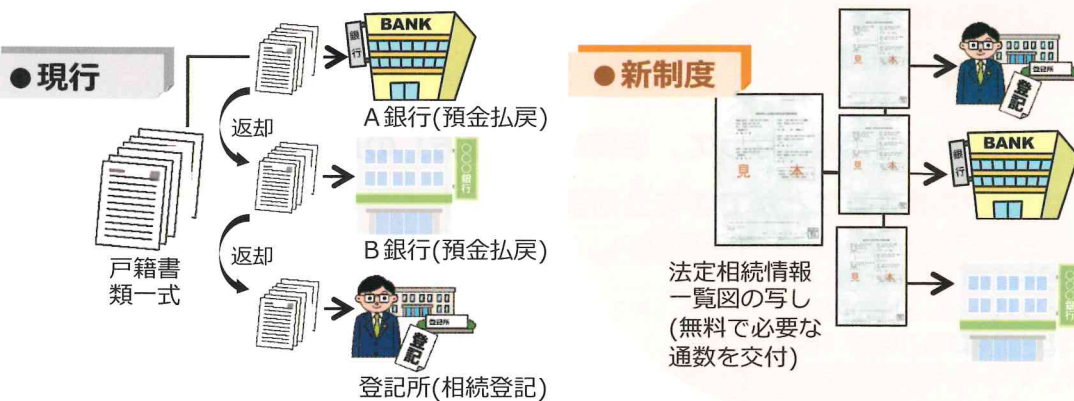
法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※)。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続きの流れ

～法定相続情報証明制度の手続きの3STEP!～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・登記所へ申出



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続きへお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳細な手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください。	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④	✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証のコピー（※2） ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など ※1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名・押印をしてください。	—	<input type="checkbox"/>

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	✓（法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合） 各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。	各相続人の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑥	✓（委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2（親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3（資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑦	✓（②の書類を取得することができない場合）被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>

STEP 2 法定相続情報一覧図の作成


被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○郡○町○34番地
出生 昭和○年○月○日	出生 昭和45年6月7日
死亡 平成28年4月1日	(子)
(被相続人)	法務一郎 (申出人)
法務太郎	
	住所 ○県○市○町三丁目45番6号
	出生 昭和47年9月5日
	(子)
	相続 促子
住所 ○県○市○町三丁目45番6号	住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和○年○月○日	出生 昭和50年11月27日
(配偶者)	(子)
法務花子	登記 進

作成日：○年○月○日
 作成者：○○ ○○ ○○ 印
 （住所：○市○町○番地）

法定相続情報一覧図の記入様式は、**法務局ホームページ**  に掲載しています。

法定相続情報一覧図は、A4サイズの白い紙に記載してください。

その他の留意点

- ✓ 相続人の住所の記載は任意です（記載した場合は、その相続人の住民票記載事項証明書が必要です。）。
- ✓ 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- ✓ 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。

STEP 3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、STEP 1 で用意した書類、STEP 2 で作成した法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書（例）

申出年月日	平成 年 月 日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 被相続人との続柄 ()		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) <input type="checkbox"/> 無		
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、相続手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局		支局・出張所	宛

申出をする登記所

以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をお求めください。

申出後は、登記官が提出書類の不足や誤りが無いことを確認し、一覧図の写しを交付します。

申出書は、**法務局ホームページ**  に掲載しています。

よくあるご質問

手数料はかかりますか？

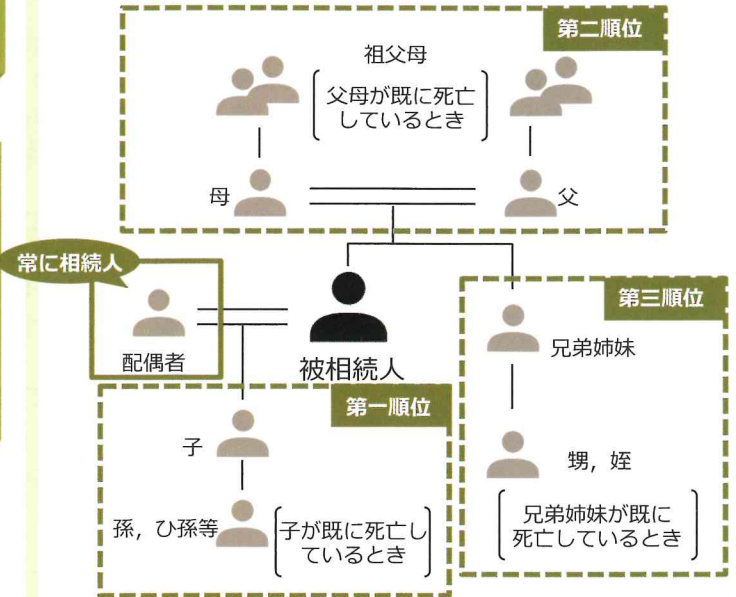
本制度は、無料をご利用いただけます。
 ※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
 また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。
 ※STEP 1に掲げる①(⑦)、②、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、STEP 1に掲げる⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー(原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名・押印がされたもの)が提出された場合は、その原本を返却します。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間がありません。誰かに頼むことはできますか？

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。
 ・弁護士 ・司法書士 ・土地家屋調査士 ・税理士
 ・社会保険労務士 ・弁理士 ・海事代理士 ・行政書士
 ※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

一覧図の写しが追加が必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

再交付をすることは可能です。
 ※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人(亡くなられた方)の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

● 出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ

